

議案第30号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 市立小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 市立小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
北上市立笠松小学校	<u>北上市和賀町横川目7地割134番地3</u>	北上市立笠松小学校	<u>北上市和賀町竪川目2地割18番地2</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上市立笠松小学校の位置を変更しようとするものである。